

平成26年度第2回川崎市子ども・子育て会議子ども・子育て支援検討部会 議事録

日時：平成26年8月5日（火）18時30分から

場所：中原市民館 2階 第1会議室

■出席者

委員	公益財団法人 川崎市生涯学習財団 理事長	金井 則夫 氏
	川崎市民生委員児童委員協議会 会長	齊藤 喜信 氏
	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事	菅野 礼子 氏
	NPO 法人 子ども支援あいネットワーク満 コンシェルジュ事業担当	関川 房代 氏
	公募委員	放生 佳奈 氏
	川崎市こども家庭センター 所長	山口 佳宏 氏
	専修大学 教授	吉田 弘道 氏
事務局	子育て施策部長	北 篤彦
	子育て施策部担当課長（子ども・子育て支援新制度準備担当）	相澤 太
	子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕	大野 明子
	子育て施策部青少年育成課担当課長〔施設指導・調整〕	萱原 諭
	こども支援部こども福祉課長	北谷 尚也
	こども支援部こども家庭課長	堀田 彰恵
	児童家庭支援・虐待対策室担当課長	小泉 幸弘
	こども家庭センター総合支援課長	添島 節子
傍聴人		1名

■配布資料

議事次第

席次表

川崎市子ども・子育て会議 子ども・子育て支援検討部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議条例

資料1 子ども・子育て支援新制度における「わくわくプラザ事業」の円滑な実施

資料2 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（検討状況）

参考資料 教育・保育の量の見込み（検討状況）

別添 かわさきし子育てガイドブック（平成26年度版）

「子ども・子育て支援新制度がはじまります！」（平成27年4月からの保育所・幼稚園の利用案内）

■開会

(事務局より、委員 8 名のうち 6 名出席で、残り 1 名は遅れて参加予定であり、現時点でも川崎市子ども・子育て会議条例により過半数を満たしており、会議が有効である旨の説明がなされた。また、本日は傍聴人 1 名の参加が認められた。)

【齊藤部会長】 皆様、暑い中のご参加に感謝する。本日の新聞に放課後児童支援員の記事が掲載されていた。①H27 年度より国が定めた内容の研修を修了した者について放課後児童支援員と定めること、②放課後児童クラブの職員として放課後児童支援員が活用されること、③放課後児童支援員が保育士資格を受けられれば、保育士不足の解消に期待できること、という内容であったが、本日の内容に沿った内容であったため紹介させていただいた。本日もよろしく願います。

■議事

1. 子ども・子育て支援新制度における「わくわくプラザ事業」の円滑な実施について
(事務局より、資料 1 に基づき説明がなされた。)

【齊藤部会長】 ただいま事務局より国の動向を踏まえながら市の条例制定の考え方を説明いただいた。本日は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と川崎市の独自事業である「わくわくプラザ事業」との関係で課題が示されたところである。委員の皆様には市民の目線でご質問、活発なご意見等を頂戴したい。

【菅野委員】 実際現場で業務をしている者としての意見であるが、わくわくプラザでは一般児童と放課後児童クラブ対象児童を全て一緒にお預かりしている。具合が悪いお子さんを寝かせるスペースもない状況で、1 人あたり 1.65 m²という面積要件は不可能であると考えるのが現状である。今後どのようにして面積要件を適合させていくのか。また、資料は普通のお子さんを対象として記載されているように見受けられるが、わくわくプラザには障害を有するお子さん等も通われている。支援の単位が児童 40 人に対し、放課後児童支援員が 2 人であるが、様々なお子さんがいる中で、全児童に目が届くか心配である。現場では退職される方はいても新規のサポーターが増えにくい。市としてサポーターの募集等、現場の職員への支援も行っていただきたい。

【事務局】 スペースの問題であるが、一部のわくわくプラザでスペースの確保が難しい状況であることは把握している。現在、わくわくプラザのスペースの確保策として、特別教室を使用できるよう小学校に依頼をしており、今まで交渉した小学校の全てにご協力いただいている。障害児に対応できる人材育成は今後の課題である。巡回相談員による対応、市の研修等を実施しているが、これだけでは障害児への対応は難しい。教育委員会と相談しながら、どのような人材を育成すべきか検討していきたい。新職員の募集については指定管理者にゆだねているが、子ども・子育て支援新制度のわくわくプラザ事業のため、市からも PR 活動を検討したい。

【吉田委員】 わくわくプラザは放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、放課後子供教室の 2 つの機能を有しているが、必要なスペースはそれぞれ分けて確保するのか。混同して運営していると読まれては困る。放課後児童支援員の支援単位は児童 40 人につき 2 人であるが、何を基準とするのか。それぞれに

つき必要と読むと、倍の職員が必要とも読める。

- 【事務局】 今回の規定の対象は放課後児童クラブのみである。放課後子供教室については区分けの基準はない。
- 【関川委員】 わくわくプラザでは定期利用、自由利用の2種類の申込み方法があるが、児童がどちらの対象になるかについては申込み後に決定されるのか。放課後児童健全育成事業の量の見込みはどのように算出しているのか。
- 【事務局】 放課後児童クラブの対象児童は申込み時に定期利用の就労にチェックをされた方である。国からの示された考え方は、毎日（月～土）利用すると登録された児童数に不定期利用児童（実際に利用した平均の人数）を合わせた人数である。
- 【菅野委員】 定期利用で登録している児童がわくわくプラザに来ない場合、必ず保護者に連絡する決まりがあるが、連絡を嫌がる保護者がおり、毎日施設通う児童でも自由利用で登録している児童もいる。
- 【関川委員】 就労条件と定期利用、自由利用の申請は無関係である。自由利用を選択しているが、毎日通う児童が多数いる。自由利用の場合、一般児童となり、放課後児童クラブ対象児童に当てはまらない。スタッフの人数は足りなくならないか。
- 【事務局】 自由利用が多い場合については、指定管理者に状況に応じてスタッフを増員して対応していただいている。
- 【金井委員】 視点を変えて、3点ほど意見したい。1つ目、わくわくプラザはスペースの確保が課題であるが、スペース確保が困難のため児童を受け入れないということではなく、児童を受け入れるためにスペースを確保していくという前向きな捉え方でよいか。2つ目、専用区画の確保等の基準を満たすため、予算措置等で民間の事業者を支援していくと考えてよいか。3つ目、放課後児童支援員の確保については子ども・子育て支援新制度がスタートする前から必要な人材を育成し、障害児等にも対応できる人材を確保し、次のステップとしてその方々を各わくわくプラザへ派遣していくといった体制を検討していただきたい。
- 【事務局】 はい。
- 【放生委員】 放課後児童クラブ対象児童と一般児童の間で、不平等は生じないか。放課後児童クラブ対象児童は40名に対し職員が2名だが、一般児童が60名いても2名しか職員が配置されないといったことが生じる可能性はないか。子どもを預ける親の立場からみると、同じ児童であるから平等にしていきたいと思います。
- 【事務局】 放課後児童支援員は、放課後児童クラブ、放課後教室、どちらの児童も区別なく同様に見ている。
- 【放生委員】 資料P2の(2) 必要なスペースの確保（拡張等）の図は、一般児童と放課後児童クラブ対象児童が別に示されているため、それぞれ別室で預かり、まれに交流があるように捉えられる。

- 【事務局】 わくわくプラザ内では放課後児童クラブ対象児童も一般児童も一緒に過ごしており、同様な対応をしている。
- 【金井委員】 この図では分かりにくい。ベン図を利用して共通部分を示す等、図の工夫が必要である。
- 【吉田委員】 一括して管理業者に委託しているが、申請時に保護者は、放課後子供教室と放課後児童クラブのどちらに申請しているか把握して申請しているのか。どのようにして支援の単位を定めるのか。
- 【事務局】 申込む保護者はわくわくプラザに申請しているという認識である。
- 【吉田委員】 指定管理者は一般児童と放課後児童クラブ対象児童をどのようにして把握しているのか。把握できなければ、職員の数を決定できないのではないか。
- 【関川委員】 現在使用している申込書からは実数が把握できない。保護者は生活スタイルに合わせ、利用しやすい方を選択している。
- 【事務局】 わくわくプラザはH19年度から創設された国の「放課後子どもプラン」より先んじてH15年度より全小学校で「わくわくプラザ事業」として実施している。対象の保護者の就労要件も問わない。また、放課後子供教室では面積の基準が特になく、放課後児童クラブでも児童1人当たり1.65㎡が望ましいとガイドラインに示されているもの。国の「子ども・子育て支援新制度」が始まるにあたり面積や職員の数の基準が設けられるが、基準に沿った運営により、わくわくプラザを継続していく考えである。現在、指定管理者には現状に合わせた対応をしていただいているが、新しくできる基準に適合した形で見ていただけるか確認をしていく。条例で基準はできるが、現状、一般児童も放課後クラブ対象児童も一体となって利用しており、今後も同様に一体としてお預かりすることに変わらない。
- 【菅野委員】 保護者へのアンケートで延長への要望が多く、現在18時～19時は就労を条件に預かっているが、この時間帯は放課後児童クラブ対象児童に該当するのか。
- 【事務局】 18時～19時は子育て支援事業のため、放課後児童健全育成事業ではない。
- 【齊藤部会長】 これらの内容については指定管理者に説明をされているのか。
- 【事務局】 まとまった説明はまだ実施していない。
- 【齊藤部会長】 朝の開所時間の拡充希望や苦情処理の問題があげられている。指定管理事業者の意見を伺うべきである。
- 【吉田委員】 先程の事務局の説明によると、「わくわくプラザ事業」が「放課後児童健全育成事業」を含んでいるという内容であったが、資料には「放課後健全育成事業」の説明のみで本体である「わくわくプラザ事業」について何も記載がされていない。また、資料のタイトルが「わくわくプラザ事業」の円滑な実施であるが、資料の中身は「放課後健全育成事業」の内容となっている。混乱を招く要因である。

- 【金井委員】 保護者の方は「わくわくプラザ事業」と表記されていれば身近な存在で分かりやすいが、資料は国の事業名のため、保護者には伝わりにくいであろう。分かりやすい言葉で示していただきたい。
- 【山口委員】 必要なスペースの確保についてであるが、例えば一般児童が50人、放課後児童クラブ対象児童が50人の計100人の児童がいる場合、1.65㎡×100人の面積を確保するという理解でよいか。また、一般児童、放課後児童クラブ対象児童も分け隔てなく、みていただけるという理解で良いか。
- 【事務局】 その通りである。
- 【関川委員】 ある小学校では、8時からの開所時間の延長希望の署名活動が行われており、その活動を部会で伝えてほしいと依頼を受けた。資料のP2に「開所時間の延長の検討」とあるが、見直しの検討はどの程度進行しているのか。
- 【菅野委員】 実際問題として、わくわくプラザの開所時間の8時30分前から児童が校門前の道路に並んでおり、安全面の問題があるため、善意で開所時間前より前に受け入れている。小学校の開門が8時であり、8時からわくわくプラザが開所されるとなると、おそらく8時前から小学校の前に並ぶお子さんがいるだろう。人件費の面から見ても開所前からの職員の配置は難しい。保護者へのアンケートにより、開所時間の夜の延長に対応をしているが、保護者は更なる開所時間の延長を望むだろう。その一方で子どもの食育等の問題、わくわくプラザのスタッフの労働環境の問題もある。アンケートは保護者のみでなく、従事者にも行っていただきたい。
- 【齊藤部会長】 予定時間が過ぎているため、白熱したご意見を頂戴しているところではあるが、次の議題へ進みたい。次の議題後、時間があれば再度議論していきたい。

2. 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（検討状況）

（事務局より、資料2に基づき説明がなされた。また、参考資料は7月24日に開催された検討部会の資料との説明を受けた。）

- 【齊藤部会長】 検討状況ということで量の見込みを示していただいたが、委員の皆様のご意見をお願いしたい。
- 【事務局】 補足であるが、今日の量の見込みを基に確保策の内容を検討していくこととなる。
- 【関川委員】 各施策がバラバラな印象を受ける。例えば出産後に訪問する乳児家庭全戸訪問事業の訪問後、引き続きフォローがない。支援センターやサービスの紹介等のしくみが必要だろう。市ではどのように検討されているのか。
- 【事務局】 各区役所が拠点となって実施している。川崎市全体で共通の支援、区の地域特性や事業の特性に応じて各地域に応じた支援がある。また、各区役所を中心として子育てに関する事業者やNPO法人等とのネットワーク化を進め、子育て支援に関する連携を図っている。
- 【事務局】 乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査の現状であるが、母子健康手帳配布時に、子育てサロン等の子育て支援の情報提供を実施している。出生後は専門職と地域の方による訪問があり、いずれの訪問時でも区の子育て支援情報を提供しており、継続して各時期に応じた支援をできるよう、支援の情報を人

- のつながりを通してサポートしている。
- 【齊藤部会長】 量の見込みに関しては、本日の資料を持ち帰り次回の部会に質問するという形でもスケジュールに支障はないか。
- 【事務局】 本日は制度の内容が分かりにくいというご指摘をいただいた。パブリックコメントでは委員の方のご意見を踏まえ、市民の方々がイメージできるような説明をしていきたい。
- 【齊藤部会長】 パブリックコメントと本日の議論以外の意見を含めた総合的ものは示していただけるのか。
- 【事務局】 パブリックコメントの意見や今後皆様から寄せられるご意見も含め、まとめてお示ししたい。
- 【関川委員】 従事者へのアンケートも実施していただきたい。また、いろいろな方のご意見を伺いたい。
- 【吉田委員】 延長保育が長ければ長いほど保護者のニーズには見合うが、子どもに与える影響は大きくなる。その点を考慮した上で、市は子ども・子育て支援事業計画を策定していかなければならない。
- 【金井委員】 吉田先生と同意見である。また、パブリックコメントの意見の募り方を間違えると、個々の要望がきてしまう。趣旨を伝えることが大切である。
- 【放生委員】 預かり時間については、保護者の方々の要望もあるが、子どものことを第一に考えるべきである。子どもたちが健全な大人へ成長するための施策を検討しなければならない。ワーク・ライフ・バランスの視点を含めた子ども・子育て支援策であろうと思う。
- 【事務局】 子育てに関する第一義的な責任は親にあるといったところをどう落とし込んでくのか考えていきたい。

3. その他

- 【齊藤部会長】 事務局からその他連絡事項をお願いしたい。
- 【事務局】 本日は特にない。

■ 閉会

- 【齊藤部会長】 議題についてはこれで終了とする。また、本日の内容について再度会議が開催される場合は皆様よろしくをお願いしたい。

以 上